

## 福岡県公安委員会活動状況

### <定例会の主な議題及び要旨>

令和3年12月9日（木）

#### 【協議事項】

#### 1 指定暴力団五代目工藤會の特定危険指定暴力団等としての指定期限の延長について

（暴力団対策部）

警察本部から「指定暴力団五代目工藤會については、今年26日付けで特定危険指定暴力団等としての指定期限が満了することに伴い、指定の延長を検討した結果、凶器を使用して人の生命等に重大な危害を加える要件該当暴力行為を行うおそれが継続していると判断し、指定期限を1年間延長するものである。御審議をお願いします。」旨の説明があった。

公安委員から「工藤會は、依然として拳銃等の凶器を隠し持っていると考えてよいのか。」旨の発言があり、警察本部から「本年、工藤會組員等による拳銃の摘発には至っていないものの、本年中も凶器を使用した暴力行為を検挙しており、今後も拳銃等の凶器を使用し、暴力行為等を行うおそれが高いと判断している。」旨の説明があった。

公安委員から「工藤會は、本年も報復等目的の暴力行為事件等を敢行するなど、要件該当暴力行為を行うおそれがあると判断し、特定危険指定暴力団等としての指定期限を延長する。」旨の発言後、本件は了承された。

#### 【報告事項】

#### 1 「暴力団壊滅リレーメッセージ動画」の制作及び配信について

（暴力団対策部）

警察本部から「暴力団排除意識の更なる浸透を図るため、警察本部長、県議会議長、県知事及び暴追センター専務理事の4名によるリレーメッセージ動画を作成し、12月10日から来年3月31日までの間、県警察のホームページやYouTube等を通じて配信を行う。」旨の報告があった。

公安委員から「北九州市内では、どのような場所で放映されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「JR小倉駅や街頭の大型ビジョンで放映される予定である。」旨の説明があった。

#### 2 サイバーセキュリティ総合対策の取組内容及び方針について

（生活安全部・警備部）

警察本部から「本年のサイバーセキュリティ総合対策は、サイバー空間の脅威への対応の強化、組織基盤の強化、産学官連携等の推進を戦略の柱として、サイバー犯罪対策、サイバー攻撃対策、人材育成及び情報セキュリティの4つの枠組みで、各種取組を推進した。サイバー犯罪対策では、変容するサイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤の強化等を推進した。令和4年は解明力の高度化及び情報収集・分析の強化等を推進していく。サイバー攻撃対策では、オリンピック関係自治体等に対する管理者対策等を推進した。令和4年は被害の未然防止と的確な対処を目的とした管理者対策等を推進していく。人材育成では、組織を挙げた採用募集活動及び全職員の対処能力の底上げ等を推進した。令和4年は組織を挙げた採用募集活動の推進及び計画的な人材の育成等を推進していく。情報セキュリティでは、セキュリティポリシーの定着に向けた効果的な教養等を推進した。令和4年は警察情報セキュリティポリシー改正に伴う職員への浸透等を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「特に増加傾向にあるフィッシングメールへの対策としては、携帯電話

事業者等からも購入者へ積極的に注意喚起を行うなど、今後、関係事業者との連携をより一層図る必要があるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「関係機関、団体等と危機感を共有しつつ、更に連携を深め、被害防止の強化を図っていく。」旨の説明があった。

公安委員から「サイバー空間の脅威に関しては、小中学生に対する交通安全教育のように早い段階からの教育が必要ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「今後、学校カリキュラムの中での有効な取組等について、学校関係者と積極的に意見交換を行っていく。」旨の説明があった。

公安委員から「警察署等での人材育成は、どのように行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「第一線で勤務する警察署の職員に対する教養・訓練を実施し、対処能力の向上や情報セキュリティに関する意識の浸透等を図っている。また、警察本部では、他機関への職員の出向や民間企業における研修等を通じて人材の高度化に努めている。」旨の説明があった。

公安委員から「サイバー空間の安全確保については、先日開催された全国公安委員会連絡会議において、更なる対策の強化等が必要であることを確認したところである。引き続き産学官との連携を図り、各種取組を強力に推進してもらいたい。」旨の説明があった。

### 3 指名手配被疑者捜査強化月間の実施結果について

(刑事部)

警察本部から「10月中を準備期間とし、11月1日から同月30日までの間、指名手配被疑者捜査強化月間として指名手配被疑者の追跡捜査等を実施した結果、指名手配被疑者合計18人を検挙した。検挙好事例として、見当たり捜査員による検挙や宿泊施設と連携した検挙等があった。」旨の報告があった。

公安委員から「見当たり捜査とはどのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「捜査員が指名手配被疑者の顔や身体特徴等を記憶し、被疑者が立ち寄りそうな施設等で発見・検挙に努める捜査手法である。」旨の説明があった。

公安委員から「防犯カメラ等の顔認証システムを利用し、指名手配被疑者を発見し追跡することはできないのか。」旨の発言があり、警察本部から「技術的には可能と思われるが、顔認証システムを利用した個人の特定は、個人のプライバシーと犯罪捜査との問題があり、国民のコンセンサス、法律の整備の必要性等の課題がある。」旨の説明があった。

### 4 令和4年特殊詐欺抑止戦略について

(刑事部・生活安全部)

警察本部から「11月末現在の特殊詐欺被害の現状を踏まえ、令和4年特殊詐欺抑止戦略を策定した。予防戦略として被害に遭わないための広報啓発の強化や県民運動による被害阻止活動等を推進する。また、検挙戦略として被害の抑止に資する分析と検挙活動の強化や犯行拠点や犯行グループの実態解明・摘発を推進するなど、諸対策に取り組んでいく。」旨の報告があった。

公安委員から「全国的にみると認知件数、被害額ともに前年並みであるが、本県でいずれも増加している理由は何か。」旨の発言があり、警察本部から「全国では、本県を含む約6割の県等で被害が増加している。確定的ではないが、新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響で、犯行グループが首都圏から地方にターゲットを移した可能性が考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「11月末現在で認知件数、被害額ともに前年同期を上回っていることから、年末年始に向けて被害が拡大しないよう、関係機関と連携し、抑止対策に努めて

もらいたい。」旨の発言があった。

## 5 年末の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「12月11日から同月31日までの21日間、交通事故をなくす福岡県県民運動本部主催による「年末の交通安全県民運動」が実施される。運動の重点は、飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止、子供と高齢者の交通事故防止及び自転車の安全利用の推進であり、期間中は、飲酒運転の実態分析に基づく実効ある飲酒運転取締りや通学路等における速度超過及び横断歩行者等妨害等の取締り強化のほか、悪質・危険な自転車運転者の確実な検挙等を実施し、交通事故の更なる抑止を図る。」旨の報告があった。

公安委員から「6月以降に交通死亡事故が急増したことを受けて実施した緊急対策の効果はあったのか。」旨の発言があり、警察本部から「交通死亡事故抑止緊急対策は、10月20日から11月30日まで実施し、実施期間中の交通死亡事故は前年の同じ期間と比べると減少している。しかし、年間の交通事故による死者数は既に前年を上回っている。」旨の説明があった。

公安委員から「本年の飲酒運転による交通事故は減っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「11月末現在の飲酒運転による交通事故発生件数は89件と前年同期比で16件減少している。しかし、死者数は6人と前年同期比で2人増加している。」旨の説明があった。

公安委員から「年末に向けて交通死亡事故がこれ以上増えないよう、交通安全県民運動を通じた効果的な広報啓発や取締り等に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

## 6 危険運転による死亡ひき逃げ事件被疑者の逮捕について

(交通部)

警察本部から「宗像警察署及び交通捜査課は、11月8日、宗像市の市道上において、普通乗用車を高速度で走行させたことにより、三差路交差点を右折する際に防護柵等に衝突させ、後部座席に乗車していた被害者らを死傷させたにもかかわらず、救護等の措置を執ることなく現場から逃走した危険運転による死亡ひき逃げ事件について、12月1日、福津市居住の建設業の男性を危険運転致死傷及び道路交通法（救護義務・報告義務）違反で逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者が同乗者を置き去りにして逃走した理由は何か。」旨の発言があり、警察本部から「現在、詳細は捜査中であり、被疑者の取調べや裏付捜査等を徹底し、事件の全容解明に努めていく。」旨の説明があった。

